

船舶事故調査報告書

令和5年7月5日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|-------------|---|
| 事故種類 | 衝突（防波堤） |
| 発生日時 | 令和4年4月30日 21時05分ごろ |
| 発生場所 | 福井県 ^{おぼま} 小浜市小浜港 小浜港沖防波堤灯台から真方位045° 20m付近 (概位 北緯35° 30.1′ 東経135° 44.0′) |
| 事故の概要 | プレジャーボートはばたきは、北西進中、防波堤に衝突した。 |
| 事故調査の経過 | 令和4年6月15日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済 |
| 事実情報 | |
| 船種船名、総トン数 | プレジャーボート はばたき、4.9トン |
| 船舶番号、船舶所有者等 | 251-21644福井、個人所有 |
| 乗組員等に関する情報 | 船長、一級小型・特殊・特定 |
| 負傷者 | なし |
| 損傷 | 船首部外板等に亀裂 |
| 気象・海象 | 気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏 |
| 事故の経過 | <p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人3人を乗せ、レーダー及びGPSプロッターを作動し、釣りの目的で小浜港内の係留地から出航した。</p> <p>船長は、ふだんと同じように小浜港沖防波堤灯台を右舷側に見て、西進して出港しようと思い、操舵室中央で立った姿勢で手動操舵により右旋回し、旋回後、約5ノットの対地速力で北西進した。</p> <p>船長は、右旋回していた時から、「操舵室左舷側に設置したレーダー及びGPSプロッターの画像を表示するディスプレイ」（以下「ディスプレイ」という。）が明るく、本船の前方全体の視認に支障を感じたので、ディスプレイの明るさを下げようと操作していたところ、衝撃を感じて、船首部が「小浜港の沖防波堤」（以下「本件防波堤」という。）に衝突したことを知った。</p> <p>船長は、衝突後、負傷者がいないことと本船の損傷状況を確認して係留地に戻り、118番通報を行わなかった。</p> <p>船長は、本事故当日が本船を購入して初めての夜間航行であり、右旋回していた時から、昼間に使用した状態のディスプレイの明るさを下げる操作に意識が向いて、本船が、本件防波堤に向かって東北東進していたことに気付かなかったと本事故後に思った。</p> <p>船長は、ディスプレイの明るさを出航前に下げておけば良かったと本事故後に思った。</p> |
| 分析 | 本船は、ディスプレイが明るく進行方向の視認に支障がある状況 |

| | |
|--------------|---|
| | <p>下、係留地から右旋回中、船長が、ディスプレイの明るさを下げる操作に意識を向けて航行を続けたことから、本件防波堤に向かっていることに気付かず、船首部が本件防波堤に衝突したものと考えられる。</p> |
| 原因 | <p>本事故は、夜間、本船が、ディスプレイが明るく進行方向の視認に支障がある状況下、係留地から右旋回中、船長が、ディスプレイの明るさを下げる操作に意識を向けて航行を続けたため、本件防波堤に向かっていることに気付かず、船首部が本件防波堤に衝突したものと考えられる。</p> |
| 再発防止策 | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、進行方向の視認に支障を感じた時は、停船して自船の位置や進行方向を確認すること。 ・ 船長は、特定の作業のみに集中することなく、周囲の見張りを適切に行うこと。 ・ 船長は、事故発生時には速やかに海上保安庁へ通報すること。 ・ 船長は、レーダーやGPSプロッターのディスプレイの明るさ調整を出航前にもしくは停船して行うこと。 |